

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(絶縁効力等)</p> <p>第五条 電気式の過負荷防止装置は、前四条に定めるところによるほか、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。</p> <p>一 接点、端子、巻線その他電気を通ずる部分とその外被との間の絶縁部分は、絶縁効力についての試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一(低圧開閉装置及び制御装置―第四部…接触器及びモータスターター第一節…電気機械式接触器及びモータスターター)に定める耐電圧試験の基準に適合するものであること。</p> <p>二 動力回路を直接しや断するものにあつては、接点、端子、巻線その他電気を通ずる部分は、温度についての試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一(低圧開閉装置及び制御装置―第四部…接触器及びモータスターター第一節…電気機械式接触器及びモータスターター)に定める温度試験の基準に適合するものであること。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(絶縁効力等)</p> <p>第五条 電気式の過負荷防止装置は、前四条に定めるところによるほか、次の各号に定めるところに適合するものでなければならない。</p> <p>一 接点、端子、巻線その他電気を通ずる部分とその外被との間の絶縁部分は、絶縁効力についての試験において、日本工業規格C八三二五―一―九六三(交流電磁開閉器)の絶縁抵抗試験及び耐電圧試験の項に定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 動力回路を直接しや断するものにあつては、接点、端子、巻線その他電気を通ずる部分は、温度についての試験において、日本工業規格C八三二五―一―九六三(交流電磁開閉器)の温度試験の項に定める基準に適合するものであること。</p>